

政策整理番号 6

評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
------	-----	-------	------------------	-------	--

政策番号	1 - 2 - 1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり
------	-----------	-----	-------------------------

施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保
------	---	-----	---------------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効 **概ね有効** 課題有

【政策評価指標達成状況から】概ね有効
 ・指標名:食の安全安心取組宣言者数 達成度 B
 ・本制度は平成16年7月から登録受付開始し、平成18年3月31日現在で2116事業所となっている。今後、政策評価数値の達成に向け事業を推進することが必要と考える。

【県民満足度(政策)の推移から】概ね有効
 ・政策満足度は55点となっており、ある程度満足している状況となっていることから、政策に対する施策の効果はある程度確認することができる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】判定不能
 ・該当なし

【総括】
 ・目標に対する達成度は高いとはいえないが、一定の政策満足度を得ており、概ね有効である。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	重	食品検査体制強化事業(食品危機管理対策事業)	6		
2	重	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切 **概ね適切** 課題有

【国、市町村、民間団体との役割分担】概ね適切
 ・(国)国は食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する中心的な役割を担っている。
 ・(県)県は、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、国、他都道府県及び市町村と密接な連携に努めるとともに、食の安全安心に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施する役割を担っている。
 ・(市町村)市町村は、県と連携しみやぎ食の安全安心県民総参加運動の普及啓発等の役割を担っている。
 ・(民間団体)宮城県食品衛生協会やJA等の生産者・事業者の関連団体は、食の安全安心取組宣言に積極的に取り組むなど、自ら食の安全安心確保対策に取り組んでいる。
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】概ね適切
 ・食の安全安心を確保するためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組むことが必要であり、消費者が参加する「食の安全安心消費者モニター制度」及び生産者・事業者が自ら取り組む「食の安全安心取組宣言」を中心に「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進することは、本施策目的を実現するために必要と判断される。

【事業間で重複や矛盾がないか】概ね適切
 ・消費者と生産者・事業者それぞれに対応した制度が設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】概ね適切
 ・BES問題や産地偽装問題など食の安全安心に関する消費者の関心も高い状況にあり、施策として必要な事業である。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性)概ね適切
 ・施策重視度90と高く、施策満足度は60で乖離度が30である。よって、事業の必要性は高いと判断でき、事業の推進が必要であると考えられる。

【総括】
 ・施策目的、県の役割分担、事業体形、社会情勢等からして、本事業は概ね妥当であると判断できる。

評価シート(B)

政策整理番号 6

施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保
------	---	-----	---------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効 **概ね有効** 課題有

【施策満足度から】有効
 ・施策満足度は60点となっており、ある程度満足している状況となっていることから、政策に対する施策の効果はある程度確認することができる。

【政策評価指標達成状況から】概ね有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋
 ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、仮目標値に肉薄している。平成22年度目標値に向け今後事業を推進することにより目標値達成は可能であると考ええる。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】判定不能
 ・該当なし

【業績指標推移から】概ね有効
 ・食の安全安心に関する地方懇談会の参加者が平成16年度128人から、平成17年度168人に増加した。

【成果指標推移から】概ね有効
 ・食の安全安心取組宣言者は、緩やかながら増加しており、事業の効果が反映されているものと考ええる。

【総括】
 ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、食の安全安心取組宣言者は、緩やかながら増加しており、事業の効果が反映されているものと考えられ事業は概ね有効である。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的 **概ね効率的** 課題有

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】概ね効率的
 ・政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標及び成果指標の増加の推移と相関が認められ概ね効率的と判定する。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】判定不能
 ・該当なし

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的
 ・事業費の節減を行いながらも地方懇談会は参加者の増加をみており、概ね効率的と判定する。

【総括】
 ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始し、また17年度途中で指標を追加したため、明確な比較判定をすることはできないが、取り組み宣言者数については、一定の増加が図られており概ね効率的と判定できる。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切 **概ね適切** 課題有

・各項目を総合的に判断し、本施策の事業設定等は概ね適切と判断する。

政策整理番号 6

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
------	-----	-------	------------------	-------	--

政策番号	1 - 2 - 1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり		
------	-----------	-----	-------------------------	--	--

施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		
------	---	-----	---------------	--	--

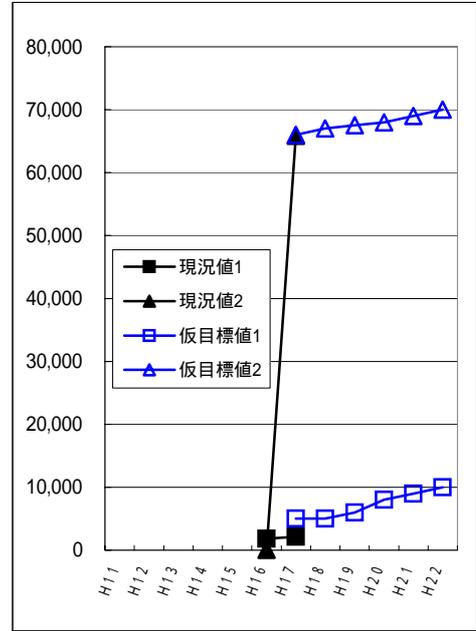
活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	H15	H16	H17
						事業費(千円)		
						効率性指標 (3.5E-02は3.5 × 10 ⁻²)		
1	食品検査体制強化事業 【食と暮らしの安全推進課】	14,886	県民	保健環境センターにガスクロマトグラフ質量分析器を整備。	検査可能農薬数		152	202
							11,073	14,886
							1.4E-02	1.4E-02
2	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業 【食と暮らしの安全推進課】	8,076	消費者、生産者・事業者	消費者には消費者モニター制度、事業者・生産者には食の安全安心取組宣言の周知を図った。	みやぎ食の安全安心地方懇談会参加者数		128	168
							9,421	8,076
							1.4E-02	2.1E-02
3	[]							
4	[]							
5	[]							
6	[]							
7	[]							
8	[]							
9	[]							
10	[]							
	[]							
	[]							
	事業費合計	22,962						

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
政策番号	1 - 2 - 1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり		
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
食の安全安心取組宣言者数(事業者・生産者)		者						
目標値	難易度	H17	H22					
		5,000 66,000	10,000 70,000					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H16						H16	H17
現況値 (達成度判定値)	(事業者)	1,783					1,783	2,116
	(生産者)	58					58	65,831
仮目標値							3,000	5,000 66,000
達成度							B	B

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

「食の安全安心宣言」は、生産者・事業者が県のガイドラインを参考に、食の安全安心に関する日頃の取組について、自ら基準を設定し、消費者に公開しながら、食の安全安心に取り組むもので、「生産者・事業者の安全で安心できる食品を提供する責務を果たすという生産者・事業者の意識の高揚を図ること。生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えること。消費者に食品等の選択の目安を提供すること。」をその目的とするもので、食の安全安心取組宣言者が増えれば、衛生管理等の意識の高い生産者・事業者及び消費者が食品等を選択する際の目安が増えることとなり、条例が目指す食品の安全性及び信頼性の確保につながるものとする。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移				
施策重視度(中央値、点)A	90	H16	H15	H14		
施策満足度(中央値、点)B	60	80	85	85		
かい離 A-B	30	60	60	60		
		20	25	25		
満足度60点以上の回答者割合(%)	59.3	満足度60点以上の回答者割合	58.3	63.8	57.3	

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し
達成度: B ・本事業は平成16年度途中から登録受付を開始し、また17年度途中で指標を追加したため仮目標値を達成できなかったが、平成22年度目標値達成は可能であるとする。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続 要検討

[施策の有効性を評価する上で適切な指標か]
・安全確保の実態を表す上では有効な指標であり、引き続き政策評価指標として設定すべきであるとする。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 6

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部食と暮らしの安全推進課	関係部課室	
政策番号	1 - 2 - 1	政策名	県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり		
施策番号	4	施策名	食品や水道水などの安全確保		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
 ・該当なし

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
 ・該当なし

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

[方向性の理由]
 ・食の安全安心確保のためには、今後も継続し事業を推進していく必要がある。

[次年度の方向性]
 ・みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業は、平成16年度途中から開始したものであり、社会経済情勢等から当該事業を引き続き着実に推進することが必要である。

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	重	食品検査体制強化事業	14,886	維持	効率的で精度の高い検査機器の整備等を行い検査体制の強化を図っていく。
2	重	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	8,076	維持	消費者、生産者・事業者及び行政が協働して「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進する。
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
		合計	22,962		